

自動車と税



自動車に関係のある税金は、国税、地方税などこのような税金が課税されます。

取得した時	所有している時	運行している時
<ul style="list-style-type: none"> 自動車重量税〔国税〕 自動車税環境性能割〔県税〕 軽自動車税環境性能割〔市町村税〕 自動車税種別割〔県税〕 消費税〔国税〕 地方消費税〔県税〕 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税種別割〔県税〕 軽自動車税種別割〔市町村税〕 自動車重量税（車検時）〔国税〕 	<ul style="list-style-type: none"> 揮発油税〔国税〕 地方揮発油税〔国税〕 石油ガス税〔国税〕 軽油引取税〔県税〕

自動車税環境性能割

県税

自動車税環境性能割は、自動車を取得する際の環境性能に応じてかかる税金です。

1 納める人は

自動車（※）を取得した人

※軽自動車を除く。軽自動車には、市町村税である軽自動車税環境性能割がかかります。

2 納める額は

自動車の取得価額 × 税率（環境性能に応じて税率が適用されます。）

【乗用車】

車種	税率区分 ()は営業用	現 行		令和6年1月～	
		自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等 ※1	非課税	達成条件なし		達成条件なし	
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車 ディーゼル車 ※2	非課税	令和12年度 燃費基準 85%達成	令和12年度 燃費基準 75%達成	令和12年度 燃費基準 85%達成	令和12年度 燃費基準 75%達成
	1% (0.5%)	令和12年度 燃費基準 75%達成	令和12年度 燃費基準 65%達成	令和12年度 燃費基準 80%達成	令和12年度 燃費基準 70%達成
	2% (1%)	令和12年度 燃費基準 60%達成	令和12年度 燃費基準 60%達成	令和12年度 燃費基準 70%達成	令和12年度 燃費基準 60%達成
	3% (2%)	上記以外または令和2年度 燃費基準未達成車		上記以外または令和2年度 燃費基準未達成車	

※1 電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車

※2 クリーンディーゼル車については、令和3年度からガソリン車と同等に扱うこととされていますが、激変緩和措置により、令和5年末までは以下のとおり軽減されます。

	令和5年4月から令和5年12月まで
令和12年度燃費基準60%以上達成	非課税
上記以外または令和2年度燃費基準未達成車	3%

【バス・トラック】

バスまたはトラックについても、排ガス規制および燃費基準達成度合いに応じて、非課税～3%の税率が適用されます。

3 免税点・非課税

取得価額が50万円以下のときや相続によって取得した場合などは課税されません。

4 身体などに障害のある人に対する減免

一定級以上の障害者が使用する自動車については、申請により自動車税環境性能割が減免されます。

5 納める方法は

自動車を取得したことを運輸支局に登録するか届出するときに自動車税事務所へ申告して、納付します。

6 市町への交付

自動車税環境性能割の40.85%は県内の市町に交付されます。

自動車税種別割

県税

自動車税種別割は、自動車の所有に対してかかる税金です。

1 納める人は

県内に定置場（いつも置いてある場所）のある自動車の所有者。

ただし、割賦販売など売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主である使用者。

2 納める額は

自動車の種類（乗用車、トラック、バスなどの別）や用途（営業用、自家用などの別）、排気量、積載量などにより税額は異なりますが、主なものは次ページの表のとおりです。



滋賀県で自動車税種別割が課税された自動車の台数は約52万台あるよ！
（令和5年度当初課税分）

乗用車	税 額 (円)		
	自家用		営業用
	初度登録 令和元.9.30以前	初度登録 令和元.10.1以後	
総排気量 1ℓ以下・ 電気自動車	29,500	25,000	7,500
〃 1ℓ超～1.5ℓ以下	34,500	30,500	8,500
〃 1.5ℓ超～2ℓ以下	39,500	36,000	9,500
〃 2ℓ超～2.5ℓ以下	45,000	43,500	13,800
〃 2.5ℓ超～3ℓ以下	51,000	50,000	15,700
〃 3ℓ超～3.5ℓ以下	58,000	57,000	17,900
〃 3.5ℓ超～4ℓ以下	66,500	65,500	20,500
〃 4ℓ超～4.5ℓ以下	76,500	75,500	23,600
〃 4.5ℓ超～6ℓ以下	88,000	87,000	27,200
〃 6ℓ超	111,000	110,000	40,700

トラック		税 額 (円)	
		自家用	営業用
貨客兼用車 (積載量 1トン 以下)	総排気量 1ℓ以下・ 電気自動車	13,200	10,200
	総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
	総排気量 1.5ℓ超	16,000	12,800
最大積載量 1トン以下		8,000	6,500
〃	1トン超 2トン以下	11,500	9,000
〃	2トン超 3トン以下	16,000	12,000
〃	3トン超 4トン以下	20,500	15,000

バス	税 額 (円)	
	自家用	営業用
乗車定員 30 人以下 (一般乗合車)	—	12,000
〃 (その他)	33,000	26,500

3 納める方法は

県から送付される納税通知書により、毎年4月1日現在の所有者(使用者)が5月31日までに納付します。

4月1日以後に新たに自動車を所有するなど年度途中で納税義務が発生した場合は、運輸支局に新規登録の申請をするときに自動車税事務所へ申告して、月割による額で納付します(この場合、申請書に自動車税証紙代金収納印の押印を受けて納めます。)

4 身体などに障害のある人に対する減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、一定級以上の人が使用する自動車や、身体障害者などの人が利用するために構造を変更した自動車については、申請により自動車税が減免されます。

令和元年9月30日以前に初回新規登録した車両については年税額45,000円(重課対象車は51,700円)、令和元年10月1日以降に初回新規登録した車両については年税額44,000円を限度として減免されます。

5 自動車税種別割のグリーン化特例

自動車に起因する大気汚染や地球温暖化の対策として、燃費性能や排出ガス性能が優れている自動車については自動車税種別割の負担を軽減しています。(軽課)

一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、その排出ガスが環境に与える

負荷が現在の排出ガス基準値に比べ大きくなっていることから自動車税の負担を重くしていません。（重課）

◆ 負担が軽減される自動車（環境負荷の小さい自動車）

○ 令和4～5年度（令和4年4月1日～令和6年3月31日）に新車新規登録された下表の自動車については、新車新規登録の翌年度に限り税率を軽減します。

対象自動車		措置内容
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排ガス規制適合）		概ね 75%軽減
営業用乗用車 （ガソリン・LPG）	『平成17年排ガス規制75%低減または平成30年排ガス規制50%低減』かつ『令和12年度燃費基準90%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	
営業用乗用車 （ディーゼル）	『平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合』かつ『令和12年度燃費基準90%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	概ね 50%軽減
営業用乗用車 （ガソリン・LPG）	『平成17年排ガス規制75%低減または平成30年排ガス規制50%低減』かつ『令和12年度燃費基準70%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	
営業用乗用車 （ディーゼル）	『平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合』かつ『令和12年度燃費基準70%達成』かつ『令和2年度燃費基準達成』	

◆ 負担が重くなる自動車（環境負荷の大きい自動車）

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、次のとおり税率が高くなります。

対象自動車	措置内容
ガソリン車・LPG車 （新車新規登録から13年を超えるもの）	経過した翌年度から通常の税率より概ね15%高くなります。 ただし、バス・トラック（ライトバン含む）は、概ね10%高くなります。
ディーゼル車 （新車新規登録から11年を超えるもの）	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール車、一般乗合用バスおよび被けん引車は重課の対象から除かれます。

自動車税種別割の手続きQ&A



◎ 自動車を譲ったら……

自動車を譲ったり、下取りに出したりしても登録がそのままだと翌年度以降も課税されます。必ず運輸（支）局で名義変更の手続きを行きましょう。手続きを相手方や代理人に依頼した時も、登録が確実に行われたかどうか確かめましょう。

◎ 壊れて動かない車がある……

壊れたりして使っていない車にも課税されます。抹消登録の手続きをすれば翌月からの自動車税種別割は減額されます。運輸（支）局で手続きを行きましょう。

◎ 引っ越したら……

運輸支局で住所変更の手続きを行ってください。もし、住所変更などの手続きが遅れる場合などは自動車税事務所に変更の届出をしてください。

（滋賀県のホームページから「しがネット受付サービス」により住所変更・訂正の届出もできます。）

滋賀運輸支局 TEL050-5540-2064（音声案内）

手続きは早めにすませましょう！

自動車重量税

国税

自動車重量税は、車検時などに、自動車の重量等に応じて課される税金です。

1 納める人は

新規または継続等のために、自動車検査証の交付や車両番号の指定を受ける人

2 納める額は

主なものは次のとおりです。

車種		車検期間	区分	本則税率	自家用	営業用	
検査自動車	乗用自動車	3年	車両重量0.5tごと	7,500円	12,300円	—	
		2年	〃	5,000円	8,200円	—	
		1年	〃	2,500円	4,100円	2,600円	
	バス		1年	車両総重量1tごと	2,500円	4,100円	2,600円
	トラック	車両総重量2.5t超	2年	〃	5,000円	8,200円	5,200円
			1年	〃	2,500円	4,100円	2,600円
		車両総重量2.5t以下	2年	〃	5,000円	6,600円	5,200円
			1年	〃	2,500円	3,300円	2,600円
	特種車		2年	〃	5,000円	8,200円	5,200円
			1年	〃	2,500円	4,100円	2,600円
	小型二輪車		3年	1車両につき	4,500円	5,700円	4,500円
			2年	〃	3,000円	3,800円	3,000円
			1年	〃	1,500円	1,900円	1,500円
	検査対象軽自動車		3年	〃	7,500円	9,900円	—
			2年	〃	5,000円	6,600円	5,200円
1年			〃	2,500円	3,300円	2,600円	
届出軽自動車	検査対象外軽自動車	二輪車	—	1届出につき	4,000円	4,900円	4,100円
		その他	—	〃	7,500円	9,900円	7,800円

※ 電気自動車等のいわゆる次世代自動車や、一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車については、本則税率を適用します。

※ 初度登録（初度検査）から13年、18年を経過した自動車については、上記と税率が異なります。

軽自動車税環境性能割

市町税

消費税率10%への引上げに合わせ、自動車取得税が令和元年9月30日をもって廃止され、令和元年10月1日より新たに軽自動車税環境性能割が創設されました。

軽自動車税環境性能割は、軽自動車を取得する際の環境性能に応じてかかる税金です。

1 納める人は

三輪以上の軽自動車を取得した人

2 納める額は

取得価額の2%（※）

※ 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（軽自動車）については、臨時的軽減措置により税率が1%軽減されます。

3 免税点・非課税

取得価額が50万円以下のときや相続によって取得した場合などは課税されません。

4 身体などに障害のある人に対する減免

一定級以上の障害者が使用する軽自動車については、申請により軽自動車税環境性能割が減免されます。

5 低公害車・低燃費車の軽減措置

一定の燃費基準を満たす軽自動車の取得については軽自動車税環境性能割が軽減されます。

6 納める方法は

軽自動車の登録または届出の際に申告して、納付します。

軽自動車税種別割

市町税

旧軽自動車税は、消費税率10%への引上げに合わせ、令和元年10月1日より軽自動車税種別割と名称が変更されました。軽自動車税種別割は、軽自動車などの所有に対してかかる税金です。

1 納める人は

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者

2 納める額は

軽自動車の種類により税額は異なりますが、その標準となるものは次のようになっています。

車 種		税 額
原動機付 自転車	総排気量50cc以下	2,000円
	総排気量50cc超～ 90cc以下	2,000円
	総排気量90cc超～ 125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪（総排気量125cc 超～250cc以下）	3,600円
二輪の小型自動車 （総排気量250cc超～）		6,000円

車 種				税 額		
				平成27年3月 31日以前に取得 された車	平成27年4月 1日以降に取得 された車	最初の新規検査 から13年を経 過した車
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円

3 納める方法は

市町から送付される納税通知書によって納めます。（普通徴収）

軽油引取税

県税

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の現実の納入を伴う引取り等に対して課される税金です。

1 納める人は

- 元売業者や特約業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う者
元売業者：軽油を製造・輸入・販売する業者で、総務大臣が指定した者
特約業者：元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売する業者で、都道府県知事が指定した者
- 燃料炭化水素油を自動車用燃料として販売または消費した者 など

2 納める額は

軽油 1 キロリットルにつき 32,100 円

3 納める方法は

元売業者や特約業者等が、各月分をまとめて翌月末日までに県（滋賀県の場合は南部県税事務所）へ申告等することにより、納めます。

4 免税

石油化学製品製造を営む者や、船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の機械の動力源など、法律に定めのある、一定の用途に使用する場合は、軽油の購入前に手続きをすれば免税となります。（石油化学製品製造を営む者を除き令和6年3月31日までの特例）

5 軽油の製造等の承認

次のような場合には、事前に知事の承認が必要になり、承認のない行為に対しては罰則が課されます。

- （1）軽油に灯油や重油などを混和するとき
- （2）灯油と重油を混和するなどして軽油を製造するとき
- （3）灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡や消費するとき

● 混和軽油などにも課税されます

軽油に灯油などを混ぜた混和軽油を販売（消費）した場合や、灯油や重油などを自動車の燃料として販売（消費）した場合は、販売（消費）した人に軽油引取税が課税されます。（この場合の申告・納税は販売（消費）した人が行います。）

上記5の承認を得ている場合で、課税済軽油が含まれるときはその分は控除されます。

滋賀県不正軽油ホットライン

不正軽油に関する情報をお寄せください

電話 0120-241869

FAX 077-528-4819

メール keiyu110@pref.shiga.lg.jp



軽油は県内のスタンドで給油しましょう。

揮発油税・地方揮発油税

国税

1 納める人は

揮発油の製造者および揮発油を保税地域から引き取る者

2 納める額は

揮発油税 : 1キロリットルにつき 48,600円

地方揮発油税 : 1キロリットルにつき 5,200円

※ 揮発油税は、主として自動車に使用するガソリンにかかる税金ですが、地方揮発油税もこれと同じで、申告・納付などはすべて揮発油税として併せて行います。

石油ガス税

国税

1 納める人は

自動車用の石油ガス容器への石油ガス充填者および課税石油ガスを保税地域から引き取る者

2 納める額は

自動車用石油ガス1キログラムあたり 17円50銭